

八王子税務署からのお知らせ

確定申告は自宅から！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
 - スマートフォン専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等 作成コーナー



マイナポータル連携 でさらに便利に！



税理士による無料申告相談 ～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期間	会場	所在地
令和8年 1月27日(火) ~ 1月30日(金)	南大沢文化会館 地下1階展示・多目的室	八王子市南大沢2-27

期間	対象者(注1)	事前申込
令和8年 2月2日(月) ~ 2月13日(金) (土、日及び祝日を除きます。)	八王子市役所 1階市民ロビー	八王子市元本郷町3-24-1

時間	対象者(注1)	事前申込
午前9時 から 12時 午後1時 から 4時 <u>【事前申込をお願いします】</u> ※ 南大沢文化会館については、 午前9時30分から開始となります。	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)	<p>○ 混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、令和8年1月9日(金)から可能となります。 ○ 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。 詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。</p> <p>事前申込サイト</p> 

その他

- 持ち物は、裏面「確定申告会場の開設について」の「必要なもの」を参考してください。
- 申告書等の提出のみの場合は、八王子税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。

(注)1 土地、建物及び株式などの売却についての申告・相談は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月1日の日曜日は開場します。	八王子税務署	八王子市 明神町4-21-3	【受付】午前8時30分から午後4時まで 【相談】午前9時から午後5時まで
必要なもの		案内図	
① マイナンバーカード（下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。） ② マイナンバーカードのパスワード（2つとも必要です。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者証明用電子証明書（数字4桁） ・ 署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下） ③ スマートフォン ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類		 マイナンバーカードのパスワードを失念した方はこちら	

オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。
- ※ 2月2日から3月31日まで、八王子税務署の駐車場は使用できません。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。



友だち追加はこちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。



マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

有効期限

- ▶ 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

- ▶ 住民票の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります



JPKI利用者ソフト



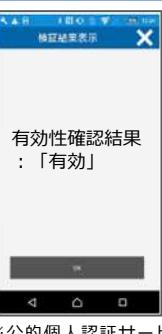
アプリはこちらから



iPhone



Android



※公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc. の商標です。
iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
Androidの名称は、Google LLC の商標又は登録商標です。

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続を行ってください。

申告書等の郵送での提出先

【宛先】〒183-8510 東京都府中市本町4-2
東京国税局業務センター武蔵府中分室(八王子税務署)

【問合せ先】〒192-8565 八王子市明神町4-21-3 TEL 042(697)6221(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。